

【第4条 利用許諾内容 2. 利用許諾条件 別紙】

収載各データの利用許諾条件(利用範囲)

高校国語入門・高校国語へのステップ・高校国語へのハイブリッジ

	A	B	C	D	E
本体データ	○	○	☆	☆	☆
確認テスト(問題・解答)データ	○	○	☆	☆	☆
別冊解答データ	○	○	○	○	○

表中の利用形態の区分

A: 教師用端末※¹に、CD-ROMから、またはWebサイトからのダウンロードによって、インストール／コピーして利用

B: 校内サーバ／校外サーバ※²に当該コンテンツをインストール／コピー※³し、教師用端末※¹からアクセスして利用(端末へのコピーを伴わない)

C: 生徒用端末にインストール／コピー※³して利用

D: 生徒用端末に校内サーバ／校外サーバ※²を介して送信したり配信したりして利用(端末へのコピーを伴わない)

E: 紙媒体にコピーして生徒に配付

※¹ 学校としての管理・利用の範囲内にある、教師が使う端末

※² 教育委員会等の自治体サーバ、学校が契約しているクラウドサーバ

※³ ネットワーク上のサーバからのダウンロードを含む

利用許諾条件

○ 可

× 不可

☆ 改正著作権法第35条の要件を満たせば可(具体的な利用事例については次ページ参照)

※ただし、○、☆ともに、生徒全員が当該教材を購入・所持しているクラスでの利用に限る

C～Eの具体的な利用事例について

C～Eが☆となっている場合、次の2点にご留意ください。

- ・当該の授業に必要と認められる限度内での利用でなくてはなりません。
- ・校外サーバを介した送信・配信、または校内サーバを介した校外への送信・配信をするには、学校設置者が補償金をサートラスに支払う必要があります。

以下に典型的な利用事例を示します。

- C** 生徒の端末に、当該コンテンツに掲載された著作物のデータ(画面キャプチャ[スクリーンショット]を含む)をコピー(サーバからのダウンロードを含む)して利用することは、原則として可能です。その際には、それらが当該の生徒以外の者に拡散されないことがないよう、学校の責任において生徒を指導・監督ください。
- D** 生徒の端末への当該コンテンツの画面共有、当該コンテンツを用いた授業の同時送信、当該教材を用いた授業動画の配信は、原則として可能です。
また、当該コンテンツに掲載された著作物のデータ(画面キャプチャ[スクリーンショット]を含む)やそれを用いて作成した教材をサーバにアップロードしたり、ストリーミング形式で生徒の端末に配信したりすることも、原則として可能です。
- E** 当該コンテンツに掲載された著作物(その画面キャプチャ[スクリーンショット]を含む)やそれを用いて作成した教材をプリントして生徒に配付することや、生徒が配信されたそれらのデータをプリントすることは、原則として可能です。

※著作権法第35条の要件をみたす利用においては、原則として、翻訳、編曲、変形、翻案による利用も可能です。

◆当別紙の内容は、著作権法第35条の「運用指針」の改訂や教育におけるICT環境の変化等に応じて、変更される場合があります。